

岩手県告示第137号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、次の法人を認定特定非営利活動法人として認定した

。

令和2年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人マニラ育英会
- 2 代表者の氏名 岩根 多喜男
- 3 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市大通三丁目1番23号
- 4 認定の有効期間 令和2年3月5日から令和7年3月4日まで